

認定復興推進計画の変更認定について

平成26年5月28日付けで、岩手県及び茨城県北茨城市から申請があった認定復興推進計画（岩手第8号・茨城第12号）の変更について、6月13日に認定します。概要は下記のとおりです。

記

- 認定復興推進計画(岩手第8号)の変更（建築基準法の特例）

【変更の概要】

震災により建替えが必要となった公共施設、店舗、工場等に代わる岩手県内の応急仮設建築物（3件）を特例の対象に追加し、必要な建築物を再建するまでの間、存続期間を延長することにより、生活に必要なサービス等の機能を確保して地域の復興に寄与させるもの。

【追加に係る応急仮設建築物の所在市町村】

宮古市（2件）及び大船渡市（1件）

- 認定復興推進計画(茨城第12号)の変更（公営住宅法の特例）

【変更の概要】

北茨城市が追加整備する復興公営住宅（34戸）を特例の対象に追加し、公営住宅の入居資格要件の緩和、公営住宅入居者への譲渡処分要件の緩和の対象とすることにより、被災地における円滑な公営住宅の供給を可能とするもの。

【復興推進計画の変更内容】

- ・復興公営住宅の計画戸数：110戸 → 144戸（追加整備分34戸）
- ・事業期間：平成26年6月30日まで → 平成28年3月31日まで

認定を受けた変更復興推進計画については、復興庁ウェブサイト（<http://www.reconstruction.go.jp/>）に掲載する予定です。

本件連絡先：

復興庁

復興特区班 小善、得田、日向、土手、渡邊、青田、原、柴田

TEL：03-5545-7365

岩手復興局 和田、河村、今

TEL：019-654-6607

茨城事務所 東、中西、杉浦

TEL：029-232-8088